

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 6月30日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	雑用水系タービン建屋供給配管において、配管(U42-F029~U42-F030間)にしみ程度の漏えい(非放射性水)が認められたため、当該配管を点検・修理。	GⅢ	
2	1号機	換気空調系非常用ディーゼル発電設備(B)排気ファン(A)排気ダクトにおいて、ダクトのリベット用穴より排気の漏えいが認められたため、当該箇所を点検・修理。	GⅢ	
3	2号機	海水熱交換器建屋南側2階排気ファン室扉において、ドアクローザーの破損(扉から外れ)が認められたため、当該ドアクローザーを点検・修理。	GⅢ	